

決算報告書

(第 40 期)

自 平成 30 年 4 月 1 日
至 平成 31 年 3 月 31 日

広島県福山市沖野上町三丁目 6 番 28 号

社会医療法人祥和会

電話 (084) 931-8660 [法人本部代表]

法人名 社会医療法人 祥和会

所在地 福山市沖野上町3丁目6-28

貸 借 対 照 表

(平成31年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,263,510	I 流 動 負 債	1,348,720
現金及び預金	2,812,122	買掛金	464,932
事業未収金	938,528	1年内返済の長期借入金	366,652
有価証券	297,857	未払金	241,025
たな卸資産	34,032	未払法人税等	71
前払費用	2,156	未払消費税等	2,802
短期貸付金	24,843	預り金	81,843
その他の流動資産	164,835	賞与引当金	191,249
貸倒引当金	△ 10,864	その他の流動負債	144
II 固 定 資 産	6,843,788	II 固 定 負 債	1,823,239
1 有 形 固 定 資 産	5,613,801	長期借入金	1,537,263
建築物	3,595,296	長期未払金	84,713
医療用器械備品	165,855	医師退職給付引当金	138,541
その他の器械備品	69,114	役員退任慰労引当金	62,722
車両及び船舶	6,714		
放射性同位元素	16,168		
土地	1,601,714		
リース資産	32,233		
建設仮勘定	74,520		
2 無 形 固 定 資 産	76,204	負 債 合 計	3,171,959
ソフトウェア	22,773		
無形リース資産	46,314	純 資 産 の 部	
その他の無形固定資産	7,115	科 目	金 額
3 そ の 他 の 資 産	1,153,782	I 積 立 金	7,972,547
投資有価証券	773,848	設立等積立金	823,042
保険積立金	202,008	繰越利益積立金	7,149,505
長期貸付金	17,611	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 37,207
長期前払費用	8,705	その他有価証券評価差額金	△ 37,207
敷金・保証金	11,454		
その他の投資等	140,153		
		純 資 産 合 計	7,935,339
資 産 合 計	11,107,299	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,107,299

法人名 社会医療法人 祥和会

所在地 福山市沖野上町3丁目6-28

損益計算書

(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		5,598,717
2 事業費用		5,593,241
本来業務事業利益		5,475
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		336,550
2 事業費用		346,649
附帯業務事業損失		△ 10,099
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		4,623
II 事業外収益		
受取利息	11,080	
その他の事業外収益	46,446	57,526
III 事業外費用		
支払利息	7,639	
有価証券売却損	74,137	
その他の事業外費用	7,348	89,124
經常損失		36,221
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,195	
地域医療介護施設整備事業補助金	121,400	122,595
V 特別損失		
固定資産売却損	384,897	
有価証券評価損	152,143	
土地減損損失	62,161	
その他の投資評価損	6,910	
過年度退職給付費用	122,871	728,983
税引前当期純損失		642,609
法人税・住民税及び事業税		71
法人税等調整額		
当期純損失		642,680

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの：決算日末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法による原価法により算定しております)

- ・ 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

決算日末日の時価によっております。

(3) たな卸資産

医薬品、診療材料、給食材料及び貯蔵品については最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額に収益性低下がみられる場合、簿価切下げ)によっております。

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備並びに構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

- ・ 建物 8年～39年
- ・ 構築物 10年～20年
- ・ 医療用器械備品 5年～10年
- ・ その他器械備品 3年～18年
- ・ 車両運搬具 2年～6年
- ・ 放射性同位元素 6年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

- ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

なお、賃貸借処理した所有権移転外ファイナンス・リース取引

	<u>リース料総額</u>	<u>未経過リース料</u>
その他の器械備品	33,936千円	18,584千円

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、事業未収金について、滞留期間に応じて貸倒繰入率を合理的に見積り計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対し支給する賞与の支出に備えるため、当会計年度の負担する支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職金制度に係る引当金

①職員の退職金制度

職員の退職給付に備えるため、確定拠出金制度による企業型年金契約を締結しており、毎事業年度、事業主掛金を拠出しており、退職給付引当金の計上はありません。

②医師の退職金制度

医師の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を医師退職給付引当金として計上しております。医師退職給付引当金は当期より計上するため、引当金額のうち前期末自己都合要支給額についても当事業年度に一時に費用計上しております。

③役員の退任慰労金制度

役員への退任慰労金の支払に備えるため役員退職金・弔慰金・功労金支給規程に基づく期末要支給額を役員退任慰労引当金として計上しております。

4. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等については、繰延消費税額等として資産計上し、そのうちの法人税法（昭和40年法律第34号）における損金算入限度額を事業費用として計上しています。

5. その他貸借対照表等を作成するための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法

広島県、福山市から受入困難事案患者支援事業補助金、福山市から病院群輪番制運営費補助金、広島労働局から事業所内保育施設設置助成金等を受領し、これらは本来業務事業の事業収益として計上しております。

また、広島県から地域医療介護総合確保事業補助金を受領しており、特別利益に計上しております。

6. 会計方針に係る追加情報

当会計年度より医療法人会計基準（平成28年4月20日厚生労働省令第95号）及び医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針（平成28年4月20日医政発0420第5号）を適用しております。

これにより、貸借対照表の資産の部が258,421千円減少、負債の部が122,871千円増加、純資産の部が37,207千円減少しております。

また、損益計算書の特別損失が344,085千円増加し、税引前当期純損益及び税引後当期純損益が同額減少しております。

7. 収益業務に関する事項

- (1) 収益業務から一般会計への繰入の状況
 - ・当会計年度における一般会計への繰入金
該当事項はありません
 - ・一般会計からの元入金(繰入純額)
該当事項はありません
- (2) 収益業務に係る資産及び負債の状況
該当事項はありません

8. 担保に供されている資産に関する事項

- (1) 担保資産及び担保付債務
担保に供されている資産はありません。

9. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

- (1) 法人である関係事業者
記載対象となる金額の取引はありません。

- (2) 個人である関係事業者
記載対象となる金額の取引はありません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 4,900,584千円

11. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項
特記すべき事項はありません。

以上